

災害に係る住家の被害認定に関する検討会

1. 趣旨

内閣府では、過去の災害を踏まえ、数次にわたり災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下、「運用指針」という。）の見直し等を行ってきましたが、令和6年能登半島地震などにおいても、被害認定調査に関する課題が指摘されています。

本検討会では、被災した自治体において行われた被害認定調査に関して調査・分析を行い、運用指針等についての見直しの検討を行います。

2. 主な検討項目

- ・令和6年能登半島地震を踏まえた被害認定調査の適正化・迅速化等について

3. 委員

別紙のとおり。

4. 検討会の事務局

本検討会の事務局は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）室において行う。

5. 検討会、検討会資料及び議事要旨の公開について

- ・検討会は、非公開で開催する
- ・検討会資料は、原則として公表する（ただし、事務局が HP に掲載するまでは非公表）
- ・検討会后、議事要旨を公表する（ただし、事務局が HP に掲載するまでは非公表）

6. 検討会の開催予定

第1回検討会 （令和7年1月7日）	【議 題】 ・「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」について ・令和6年能登半島地震における課題と検討の方向性について
第2回検討会 （令和7年2月7日）	【議 題】 ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定案（素案）について
第3回検討会 （令和7年2月28日）	【議 題】 ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定案 のとりまとめ